

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案について

平成29年12月
北陸信越運輸局海事部海事産業課

1. 指定区間について

海上運送法(以下「法」という。)では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号から5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要とされています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

3. 審査基準(サービス基準)改定案の内容及び理由

○指定区間 「赤泊寺泊」(新潟県)

・改定の内容 (別紙)

「運航日程」を「5月～9月の毎日」から「5月～9月の毎月」に、「1日当り運航回数」を「1往復、但し、8月は2往復」から「24往復/月」に変更する。

・改定の理由

1. 運航日程及び運航回数の変更に関する理由

・寺泊～赤泊航路について、平成29年10月26日開催の「佐渡航路関係機関トップ会議」(新潟県、佐渡市、長岡市及び佐渡汽船(株))において、①平成30年度は減便した上で運航を継続し、運航内容は地元の意向を踏まえ別途調整すること、②赤字補填については関係自治体が連携して行うこと、について合意した。

・佐渡汽船(株)の最大限可能となる運航便数は1月あたり26～31往復程度であり、31年度以降の暦等を勘案し、佐渡汽船(株)の運航体力上無理のない運航回数を設定することとする。

・このため、現行で運航日程を「5月～9月の毎日」、1日当り運航回数を「1往復、但し、8月は2往復」となっている寺泊～赤泊航路のサービス基準を、「5月～9月の毎月」、「24往復/月」へ変更するものである。

2. 「1日当り運航回数」の表示を変更する理由

・現サービス基準から減少させすぎず、かつ、より柔軟な運航を可能とするため「1日当り」の表記

を削除するものである。

4. 改定施行予定
平成30年1月

(別紙)

指定区間サービス基準改定案

【改定案】

指定区間			サービス基準(案)			
区間名	二地点間	県名	運航日程	運航回数	1運航ごとの最低輸送能力	時間帯
赤泊寺泊	赤泊港と寺泊港との間	新潟県	5月～9月の毎月	24往復/月	旅客 180人	設定せず

【現行】

指定区間			サービス基準			
区間名	二地点間	県名	運航日程	1日当り運航回数	1運航ごとの最低輸送能力	時間帯
赤泊寺泊	赤泊港と寺泊港との間	新潟県	5月～9月の毎日	1往復 但し、8月は 2往復	旅客 180人	設定せず